

小規模保育事業所ってどんな保育園？



小規模保育事業とは…

市町村の認可を受けて児童福祉法に位置付けられている保育事業です。

2015年の「子ども・子育て支援新制度」の中の地域型保育事業の一環としてスタートしました。

地域における多様なニーズにきめ細かく対応する質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援するために、0-2歳児までの子どもを、定員が6人以上19人以下の少人数で運営しています。



小規模保育所の特徴…

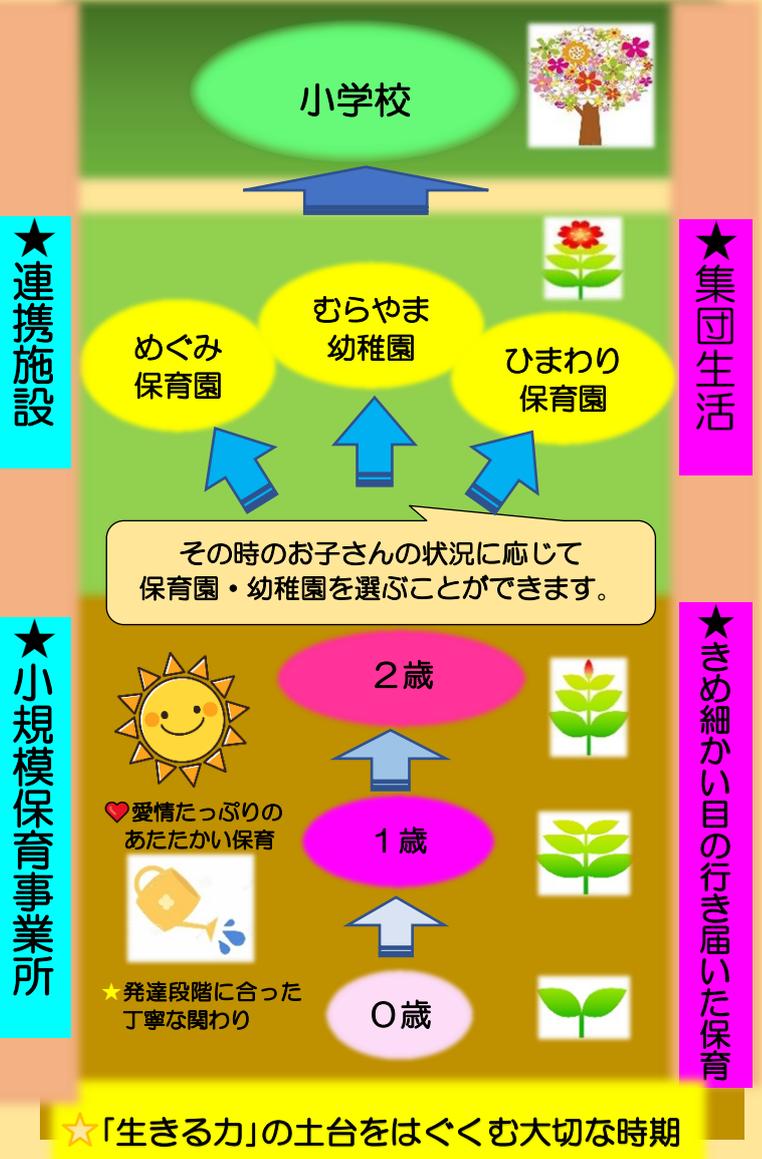
- 家庭環境に近い環境の中で、愛着関係を大事にする。
- 少人数を対象に、きめ細やかな保育。
- 一人ひとりの生活のリズムを尊重。
- 保護者の子育てに伴走し、悩みを抱えている子どもや保護者に寄り添う。



連携施設の役割…

- 集団保育の体験
乳幼児に集団保育を体験させるための機会や、保育の適切な助言・支援を行う。
- 代替保育の提供
職員が保育サービスを提供できないときに代替保育を提供すること。
- 卒園後の乳幼児の受け入れ
乳幼児の卒園後、保護者の希望に基づいて引き続き保育や教育を提供すること。

新しい保育のかたち



《★連携施設》

むらやま幼稚園

〒208-0013
東京都武蔵村山市大南 1-25
☎ 042-561-1351
Fax042-563-6698



<https://www.ans.co.jp/k/murayama>

育成会めぐみ保育園

〒208-0013
東京都武蔵村山市大南 1-33-3
☎ 042-565-3765
Fax042-563-4070



<https://www.ans.co.jp/n/megumiikusei>

育成会ひまわり保育園

〒208-0013
東京都武蔵村山市大南 3-71-1
☎ 042-564-3544
Fax042-564-3552



<https://www.ans.co.jp/n/himawariikusei>